

口座開設は  
ひびしんで!

新

N I S A



少額投資非課税制度

## キャンペーン

もれなく  
もらえる♪

キャンペーン期間 2024年4月1日(月)~2025年3月31日(月)

期間中、少額投資非課税制度(NISA)の  
口座開設お申込みのお客さまにプレゼント!

1,000円分のクオカード進呈!

※当金庫にNISA口座をお申し込みいただいた時に渡します。

NISAを使えば、  
運用益は非課税!!

NISA(ニーサ)は中長期の資産形成を応援する制度です。

NISAとは、上場株式・公募株式投資信託等への投資による  
譲渡所得、配当所得が非課税になる制度です。投資信託でい  
えば、「分配金(普通分配金)」と、売却したときの「値上がり  
益」にかかる税金が非課税になります。

NISA口座

非課税

売却益、配当・分配金が非課税  
になります。課税口座  
(特定口座・一般口座)

20.315%

売却益、配当・分配金に対して  
20.315%の税金が課されます。

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限	
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 <small>※簿価残高方式で管理(売却すれば枠の再利用が可能)</small>	1,200万円(内数)
口座開設期間	無期限	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等 <small>(①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、 毎月分配型の投資信託及びデリバティブ 取引を用いた一定の投資信託を除外)</small>
対象年齢	18歳以上	
買付方法	積立(専用商品)	一括・積立(専用商品)
ポイント	わかりやすいものがいい 長期でコツコツ積立したい 低成本の商品で運用したい	まとまった額の購入・積立購入どちらも選びたい 非課税投資枠を最大限活用したい 資産運用は臨機応変に考えたい

2024年4月1日現在

  
携帯・スマートフォンの方はコードを!  
情報満載、ホームページをご覗ください。  
ひびしん 検索  
<https://www.fukuokahibiki.co.jp/>  
あなたと共に感、ハーモニー・バンク  
福岡ひびき信用金庫 0120-114-156  
くわしくは最寄りのくひびしん各店へ!

2024.04 [No.1168]

## NISA制度における留意事項

- ①NISA口座は、一般口座や特定口座と異なり、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座（一金融機関）しか開設できないこと。また、同一年に複数の金融機関のNISA口座での金融商品の購入等はできないこと
- ②当金庫のNISA口座で購入できる金融商品は、当金庫が取り扱う株式投資信託に限られること。また、当金庫のNISA口座内の株式投資信託は、お客さまが他の金融機関に開設されるNISA口座へ移管することはできないこと
- ③NISA口座での損失については、税務上なかったものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等と損益の通算ができないこと。また、当該損失の繰越控除もできないこと
- ④NISA口座内の株式投資信託を一般口座または特定口座に振り替えた場合、当該口座での取得価額は振替日の時価となること
- ⑤NISA口座では年間投資枠（つみたて投資枠120万円／成長投資枠240万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円／うち成長投資枠1,200万円）が設定され、その範囲内で購入した株式投資信託から生じる譲渡益や配当等が非課税とされること
- ⑥非課税保有限度額は、NISA口座内の株式投資信託を売却した場合、当該売却した株式投資信託が費消していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となること
- ⑦分配金再投資型の株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該分配金による当該株式投資信託の再投資を行えば、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消することとなること
- ⑧分配金再投資型の株式投資信託について高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法や、短期間に売買等を行う投資手法はNISA制度を十分に利用できないこともあること
- ⑨株式投資信託の収益分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、NISA制度上のメリットを享受することはできないこと
- ⑩初めてNISA口座を開設した日から10年を経過した日（10年後以降は5年経過した日ごとの日）におけるお客さまの氏名・住所を再確認させていただくこと。また、その経過日から1年を経過する日までの間に確認ができなかった場合には、その確認ができるまで、新たにNISA口座への株式投資信託を受け入れることができなくなること
- ⑪NISAの口座開設にあたっては、口座開設の申し込みから即日で開設し、同日から株式投資信託を購入できるが、購入後に二重口座であることが判明した場合には、そのNISA口座で購入した株式投資信託は当初から課税口座で購入したものとして取り扱われ、その株式投資信託から生じる譲渡益や配当等は、遡及して課税されること  
また、税務署から二重口座でないことの確認結果が当金庫に還元されるまでは、投信インターネットサービスでの購入および売却、NISA関連の積立投信プラン設定が行えないこと

## つみたて投資枠における留意事項

- ①つみたて投資枠には、累積投資契約に基づいて定期かつ継続的な方法により対象商品が購入されること
- ②当金庫で取り扱う株式投資信託のうち、つみたて投資枠で購入できるのは、長期の積立・分散投資に適した一定のものに限られること
- ③つみたて投資枠で、購入した株式投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されること

## 成長投資枠における留意事項

成長投資枠で購入できる株式投資信託からは、デリバティブ取引を用いた一定の投資信託、信託期間20年未満や毎月分配型の投資信託が除かれていること

## 投資信託にかかるご留意事項

投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。

- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境により変動します。したがって、元本保証および利回り保証はありません。
- 投資された資産の減少を含むリスクにつきましては、購入者であるお客さまがご負担されることになります。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に最大3.85%の購入時手数料（消費税込み）、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.30%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約2.09%（消費税込み）を運用管理費用（信託報酬）として、信託財産を通じてご負担いただきます。また、その他の費用として、監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 当金庫はご購入・ご換金のお申込の取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は、各運用会社が行います。
- 投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、ご換金可能な日時が制限されているものがあります。ご購入・ご換金の際の手数料、運用管理費用（信託報酬）および信託財産留保額などの諸費用についてご確認ください。
- 本資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入の際は、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。目論見書は当金庫の投資信託取扱窓口に用意しております。



当金庫ホームページにて、ファンドの基準価額をチェックすることができます。  
<https://www.fukuokahibiki.co.jp/>